

令和6年度茨城県スクールソーシャルワーカー候補者募集要項

茨城県教育委員会
令和5年10月

茨城県教育委員会では、茨城県スクールソーシャルワーカーとして、社会福祉及び教育分野に関する専門的な知識・経験に基づいて、児童生徒や保護者、教職員に対して、適切に助言や支援ができる人を、次のとおり募集します。

なお、この募集は、提出された書類を審査し、適当と認められる人を茨城県スクールソーシャルワーカー採用候補者として管理台帳に登録するためのものです。

茨城県スクールソーシャルワーカーとして採用する場合は、おって連絡いたします。

1 職務内容

- (1) 児童及び生徒等の状況の把握及び問題の整理
- (2) 児童及び生徒等の支援に関する対策会議の実施
- (3) 関係機関との連携
- (4) 学校内における支援体制の構築
- (5) 保護者、教職員等に対する情報提供及び相談等の支援
- (6) 校内研修等、教職員研修への指導及び助言
- (7) 県教育委員会が行う連絡協議会への参加
- (8) その他児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められること

2 勤務場所

市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校、
又は県立中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

3 勤務形態（※令和5年度の状況）

- (1) 市町村立学校：市町村教育委員会の要請に応じて派遣
・原則1回3時間（派遣回数は、原則5回又は12回を目安に、実情に応じて決定する。）
- (2) 県立学校：学校の要請に応じて派遣
・原則1回2時間（派遣回数は5回）

4 報償等

- (1) 報償：県の規定により支給（参考：令和5年度支給額 3,000円/時間）
- (2) 旅費：県の規定により支給

5 資格

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 社会福祉士の資格を有し、1年以上福祉若しくは医療の関係施設又は福祉に関する行政機関において相談又は支援の業務に携わった経験を有する者
 - ② 精神保健福祉士の資格を有し、1年以上福祉若しくは医療の関係施設又は福祉に関する行政機関において相談又は支援の業務に携わった経験を有する者
 - ③ 児童福祉関係施設又は児童福祉に関する行政機関において1年以上相談又は支援の業務に携わった経験を有する者
 - ④ 小・中学校等又は高等学校等の教育職員として5年以上勤務した実績を有する者
 - ⑤ 小・中学校等又は高等学校等において児童及び生徒等を対象とした相談業務に1年以上携わった経験を有する者

6 採用までの手順

- (1) 茨城県スクールソーシャルワーカー管理台帳への登録
 - ① 茨城県スクールソーシャルワーカーとしての採用を希望する者は、本要項8に規定する応募書類を県教育委員会に提出する。
 - ② 県教育委員会は、提出された書類を審査し、適当と認められる人を茨城県スクールソーシャルワーカー採用候補者として、茨城県スクールソーシャルワーカー管理台帳に登録する。（必要に応じて面接を行う場合がある。）
- (2) スクールソーシャルワーカーとしての採用
県教育委員会は、茨城県スクールソーシャルワーカー管理台帳に登録された者の中から、茨城県スクールソーシャルワーカーとして採用する。

7 応募方法及び応募期間

本要項 8 に規定する応募書類を、**令和 5 年 11 月 24 日（金）必着**で提出してください。

〈応募書類送付先〉

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育庁学校教育部義務教育課
生徒支援・いじめ対策推進室 SSW 担当

8 応募書類

採用希望者は、「5 資格(2)」で規定する資格に応じて、以下の書類を提出してください。

応募書類	資格				
	①	②	③	④	⑤
ア 令和 6 年度茨城県スクールソーシャルワーカー登録申請書 (様式 1)	○	○	○	○	○
イ 令和 6 年度茨城県スクールソーシャルワーカー勤務希望状 況調査票 (様式 2)	○	○	○	○	○
ウ 「社会福祉士登録証」の写し	○				
エ 「精神保健福祉士登録証」の写し		○			
オ 在職証明書				○	
カ 「教員免許状」の写し				○	
キ 相談又は支援の業務に従事した期間及び内容等の証明書	○	○	○		○

※ オ、キの証明書については、今年度の台帳に登録されている方は提出不要です。

9 留意事項等

- (1) 本要項 8 の応募書類ア、イの様式については、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 提出された応募書類は、返却しませんので御了承ください。
- (3) 茨城県スクールソーシャルワーカー管理台帳への登録に係る審査結果については、令和 5 年 12 月中旬から下旬を目途に連絡します。
- (4) 連絡方法として、電子メールを使用することがありますので、随時御確認ください。
- (5) 提出された応募書類は、茨城県スクールソーシャルワーカー活用事業の事務手続のみに利用し、他の目的では活用しません。

【問い合わせ先】

茨城県教育庁学校教育部義務教育課生徒支援・いじめ対策推進室 SSW 担当

TEL : 029-301-5229 FAX : 029-301-5239

E-mail : gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育庁学校教育部高校教育課生徒支援・いじめ対策推進担当 SSW 担当

TEL : 029-301-5265 FAX : 029-301-5269

E-mail : kokyo5@pref.ibaraki.lg.jp